

報告事項（3）

市町地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について

市町地域防災計画の修正に関する福井県防災会議の意見について、福井県防災会議内規第5条の規定に基づき、下記のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市町地域防災計画の修正	福井市 敦賀市 鯖江市 勝山市 越前町
-------------	---------------------------------

※災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、令和2年6月から令和3年5月までの間に修正の報告があった市町